

2025 年度あさまのいぶき運営ガイドライン

本ガイドラインは、指定管理者である株式会社むらおもひが、孺恋村農産物等直売所“あさまのいぶき”（以下「あさまのいぶき」という。）を運営する上での基本的な考え方を示すものです。

1. 目的

指定管理者は、あさまのいぶきを運営し、農村地域の発展・活性化を実現するため、運営目的を以下の通り定める。

1. 孺恋村の魅力が伝わる名産品・特産品を、お客様に届けること
2. 誠実な対応を行い、清潔感のある環境を整えることで、お客様に「また来たい」と思ってもらえる施設にすること
3. 指定管理者も利用者も無理のない形で通年営業を行い、村の施設としての役割を果たすこと

2. 組織

指定管理者は、上記目的達成のため「あさまのいぶき利用者の会（以下「利用者の会」という。）」を組織する。

3. 会員要件

以下の要件に合致する方を、利用者の会の会員とする。

- ・ 孺恋村内に居住又は本拠地を有する農産物及び加工品の生産者であること
- ・ 上記には当てはまらないが孺恋村やお客様にとって有用だと指定管理者が判断した商品の生産者であること
- ・ 本ガイドラインにご賛同いただけること

4. 役割

指定管理者と会員は、目的の実現のためにそれぞれ下記の役割を担う。

・ 指定管理者

1. 会員の農産物及び加工品が、より多くのお客様の目に留まり、ご購入いただくための施策の検討及び実施
2. お客様や商品にとって快適な店内外環境の維持
3. 迅速かつ明瞭な会計業務及び会員へのお支払い
4. 利用者の会の庶務及び会議の召集
5. その他、目的を実現するために必要だと思われる事業、施策の検討及び実施

・ 会員

1. 自らの商品が孺恋村の看板を背負っているという誇りを大切に、新鮮・美味しい・魅力的な商品を、適正な価格でお客様にお届けする
2. 指定管理者が行う販促活動への可能な範囲での参加・協力
3. 指定管理者や他の会員とコミュニケーションを図りながら、誰もが気持ちよく施設を利用できるように心がける

5. 商品の陳列・販促活動

- ・会員は、商品の陳列場所・方法に関しては、指定管理者に一任する。指定管理者は、会員間における公平性及びお客様からの視点を鑑みて総合的に判断する。
- ・商品の販促物（値札、POP等）は、指定管理者が用意・管理する。会員が別途販促方法を検討する際には、事前に指定管理者と相談を行う。

6. 商品の引き取り

- ・農産物を陳列した会員は、陳列した日から3日以内にあさまのいぶきを訪れ、商品の検品を行う。その際、販売するのが難しいと自身で判断した商品は引き取る。3日以内での検品が難しい場合は、事前に指定管理者に相談する。
- ・加工食品を陳列した会員は、賞味期限や商品の品質に注意しながら、適宜商品の検品を行う。その際、販売するのが難しいと自身で判断した商品は引き取る。
- ・指定管理者が、適切に検品が行われていないと判断した商品については、指定管理者の判断で商品をバックヤードに下げ、会員に引き取りを請求する。
- ・指定管理者による引き取りの請求に会員が応じない場合、商品は指定管理者の裁量で処分し、会員は当月を含め3ヶ月の間、商品を直売所に設置することができないものとする。

7. 委託販売手数料・精算

- ・会員は、販売する商品に応じて以下の委託販売手数料を指定管理者に支払う。
 1. 農産物：売上の20%
 2. 加工食品：売上の22%
 3. 加工食品（要冷凍・冷蔵）：売上25%
 4. それ以外のもの：売上の40%以内
- ・指定管理者は、売上を月末に締め、翌月頭に委託販売手数料を差引いた売上金を会員が指定する口座へ振り込む。ただし、売上金が3,000円に満たない場合は、翌月に繰越とする。
- ・指定管理者は、会員から支払精算書の発行の要求があった場合には、速やかに発行する。

8. クレームへの対応

- ・あさまのいぶきで販売された商品に対するクレームは、指定管理者が対応する。返品・交換や郵送にかかる費用は、クレームのあった商品の販売者である会員の売上から差し引き、精算とする。
- ・指定管理者は、お客様が返品・交換を求められた際には、クレームを受けた商品の倍額となるよう商品を追加し、対応する。

9. 飲食事業との協働

- ・指定管理者は、商品の魅力発信及び安定した通年営業と利益確保を目指し、飲食事業を行う。会員は、無理のない形での参加・協力を行う。

附則

- ・このガイドラインは令和7年2月5日より施行する。
- ・指定管理者は、本ガイドラインに記載のない日常業務に関すること等に関しては、別途マニュアルやお知らせ等を発行し、適宜会員に周知する。